



国民健康保険 保健事業総合計画

中間評価 を行いました



平成30年度から令和5年度までの6年間の期間として「市国民健康保険保健事業総合計画」を策定し、被保険者の健康増進に向けてさまざまな保健事業に取り組んでいます。令和2年度は計画期間の中間年度となることから、平成30年度から3年間の事業実施状況や結果、実施体制などを総合的に評価し、課題の分析と抽出を行いました。課題の解決に向けた「今後の取り組み方針」を公表し、目標の達成を目指します。 国保年金課（千代田庁舎）

基本目標

基本目標の評価

| | | |
|------------------------|--------------------------|--------|
| 健康寿命の延伸 | 健康寿命を延伸させる | 【評価：C】 |
| 医療費の抑制 | 目標全体の医療費の伸びを抑える | 【評価：A】 |
| 虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症の減少 | 令和5年度に平成30年度と比較して3%減少させる | 【評価：B】 |

事業別目標

事業別目標の評価

| | | |
|---------------|-----------------------------|--------|
| 特定健康診査 | 受診率を令和5年度までに段階的に50%まで引き上げる | 【評価：B】 |
| 特定保健指導 | 実施率を令和5年度までに段階的に50%まで引き上げる | 【評価：C】 |
| 生活習慣病予防・重症化予防 | モデル事業対象者、教室参加者などのHbA1Cの値の改善 | 【評価：D】 |
| 医療費適正化 | ジェネリック医薬品使用率の向上、重複・多剤投与の改善 | 【評価：A】 |

評価の詳細

A：改善／事業実施回数や実施率・改善状況が目標を達成 B：変化なし／目標未達成で総合的に判断しほぼ不変
C：悪化／数値などを総合的に判断し悪化傾向 D：評価困難／事業実施期間が短いなどの理由により比較が困難

今後の取り組み方針

- 特定健診受診勧奨事業の強化**：受診率の向上のため、40歳未満の被保険者および未受診者への受診勧奨を、広報誌やホームページなどを活用して、情報発信を強化します。
- 特定保健指導実施体制の確立**：特定保健指導の実施率を向上させるため、保健師の確保やスキルアップ、実施方法の見直しなど、効果的な指導につながるよう取り組みます。
- 生活習慣病予防、重症化予防事業の強化**：平成30年度より実施している「健康づくりモデル事業」を中心に、糖尿病予防・生活習慣病予防教室やメタボ直前通知などの事業を強化していきます。
- 医療費の適正化に係る通知事業の見直し、訪問指導の強化**：薬剤師会と連携し、後発医薬品の利用促進および重複・多剤投与となっている方、飲み合わせの悪い薬を処方されている方などに対して、分かりやすい情報発信を行うとともに、訪問指導の強化を行います。
- 健康増進部門、介護部門との連携強化**：国保部門の在宅医療・介護連携推進事業への参画に加え、国保、健康増進、介護それぞれの部局間の横断的な連携体制を構築していきます。

特定健診を 「受診」しましょう！

自身の健康状態をチェックし、生活習慣病を予防するため、積極的に特定健診を受診しましょう。

令和3年度の健診は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**すべての健診で予約が必要**となっていますのでご注意ください。

電話専用予約ダイヤル
0570-077-150（午前9時～午後5時）

『けんこうリンク健診WEB予約サービス』
に事前登録する

<https://www.kenko-link.org/>



元気アップ！リいばらき で健康づくりに取り組みましょう！

茨城県民の健康づくりを推進するため、スマートフォン用アプリ「元気アップ！リいばらき」が平成30年度から始まりました。

毎日の歩数や運動、健康づくりに関連するイベントに参加することでポイントが付与される仕組みで、ポイントがたまると景品の抽選に応募ができるようになります。

アプリを活用して、健康づくりに取り組みましょう！

アプリのダウンロードはこちら



生ごみ処理容器などの購入費用を補助します

市では、家庭での生ごみ処理を推進し、生ごみの減量化・再資源化を図るため、以下のような「生ごみ処理容器および生ごみ減量化機器」の購入費の一部に対し、補助金を交付しています。

対象容器 および 補助金額

市ホームページ



1世帯当たり2基まで
購入価格（税抜）の4分の3
（1,000円未満は切り捨て）
限度額4,000円／1基

◆直接地面の上に置き、土中の微生物の働きを利用し、生ごみを分解・発酵させ、たい肥にできます。
◆庭や畑などに設置できます。



1世帯当たり2基まで
購入価格（税抜）の4分の3
（1,000円未満は切り捨て）
限度額2,000円／1基

◆EMぼかし（有機物を発酵させた資材）を使って、生ごみを発酵させ、たい肥にします。液肥も取り出すことができます。
◆台所やベランダ、軒下などに設置できます。



1世帯当たり1基まで
購入価格（税抜）の4分の3
（1,000円未満は切り捨て）
限度額20,000円

◆電気を使って、生ごみを温風乾燥や微生物による分解の方法により比較的手軽に減量、たい肥化できます。
◆台所やベランダ、軒下などに設置できます。

※補助金には限りがありますので、購入前に環境保全課までご連絡ください。

※過去5年間に補助を受けた方は、補助の対象になりません。

※生ごみ処理機の中には、補助の対象にならない製品があります。

（例：家庭の排水設備に設置し、生ごみを破砕させ下水道へ流すタイプなど）

※補助金申請は、環境保全課（霞ヶ浦庁舎）、千代田窓口センター（千代田庁舎）、中央出張所の各窓口で行えます。詳細は環境保全課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

環境保全課（霞ヶ浦庁舎）



6月は 不法投棄防止強調月間

注意！あなたの土地が狙われています！



「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話をもち掛けられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけではなく、土地の所有者に及ぶ場合もあります。不法投棄や野焼き、不適正な残土の埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

不法投棄・野焼きを見つけたら

いつもみんなでむらなくみはれ

不法投棄110番 **(0120-536-380)** ^

受付時間：平日午前8時半～午後5時15分 ※受付時間外は最寄りの警察署まで

茨城県廃棄物規制課 ☎ 029(301)3033 / 環境保全課（霞ヶ浦庁舎）